

第4回山梨県障害者施策推進協議会 会議録要旨

1 日 時 令和3年3月18日（木曜日）午後1時30分～3時

2 場 所 オンライン開催

3 出席者
（委員）

浅野伸二、市村未央、小笠原恭子、鈴木勝利、時田眞男、
仁科加代子、原まどか、宮城隆、柳田正明、山西孝、山本和子、
渡邊秀昭、和智美恵（50音順）

（県側等）

障害福祉課長、障害福祉課総括課長補佐、スポーツ振興課

（事務局）障害福祉課

企画推進担当（6人）、施設支援担当（1人）、地域生活支援担当（1人）、
心の健康担当（1人）

4 傍聴者等の数 0人

5 会議次第

- （1）開会
- （2）議事
- （3）その他
- （4）閉会

6 会議に付した議題

- （1）協議事項
「やまなし障害児・障害者プラン2021」の策定について
- （2）その他

7 議事の概要

- （1）「やまなし障害児・障害者プラン2021」の策定について
議題について、資料1、資料2、資料3-1、資料3-2により、事務局から説明
した後、次のとおり協議した。

(委員)

新たなプランについて、前回の協議会での意見を反映していただいた。今後はプランに基づき、施策の推進を積極的に行ってほしい。特に、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築について、市町村も含めた推進を行っていただきたい。

(事務局)

新たなプランに基づき、市町村とも連携の上、地域包括支援事業を推進していきたい。

(委員)

資料 p. 38 項目 48 に「聴覚障害のある人が、十分に情報を入手できるよう県の広報テレビ番組において手話を挿入します」とあるが、広報テレビ番組とは知事記者会見も含まれるか。

(事務局)

広報テレビ番組には、知事記者会見も含まれる。

(委員)

資料 p. 38 項目 140 に「障害者本人中心の理念を大切にした人材育成を図る」とあるが、本人中心の理念とは具体的にどのようなことを意味するのか。

(事務局)

障害当事者本人の思いや考え、意思、基本的な人権を大切にした人材育成を図っていく。

(委員)

資料 p. 38 項目 51 について、「各市町村窓口などにおける手話通訳の設置を促進します」とあるが、ここに、手話のできる相談員を併せて設置するという記載を追加してほしい。市町村窓口などで、聴覚に障害のある方が安心して相談できる体制を整えてほしい。

(事務局)

項目 51 の記載内容変更については検討させて頂く。

(委員)

資料 p. 75 項目 256 について、「聴覚障害のある人が生活の様々な場面で手話を使いやすい環境を整備する」とあるが、ここに、仕事、教育、医療といった具体的な場面を記載してほしい。

(事務局)

項目 256 で想定している具体的な場面としては、委員御指摘のような場面を想定しているが、記載としては、当該プランの他の項目も含めて、全体的・包括的な記載としており、具体的な記載まで行っていないことから、このままの記載としたい。

(委員)

「生活」という表現だと、範囲が狭い印象であるため、仕事、教育、医療という記載を入れてほしい。

(議長)

事務局の説明としては、ここでの具体的な場面として、仕事、教育、医療等も想定しているとのことだった。プランにおける記載としては、現在の全体的・包括的な記載のままにしておき、今後、事業を推進する中で不都合があれば見直すということにしたい。

(委員)

障害者手帳のカード化について、どのようになるか。プランへの記載は必要か確認したい。

(事務局)

手帳のカード化については、東京都等での取り組みが始まっている。他県の状況や関係者の意見等を参考に、今後、本県での取り扱いを検討していきたいと考えており、現段階でプランへの掲載は行わない。

(委員)

承知した。

(委員)

資料 3-1, 3-2 で説明いただいた県民意見と対応方針について、今後、ホームページ等で公表するのか。

(事務局)

今後、県ホームページでの公表を予定している。

(委員)

資料 3-2 の番号 2、5、8 で、重度心身障害者医療費助成の新たな仕組みについての意見があった。新たな仕組みが国の減額調整の対象になるのではないか、また、スマートフォンを持っていない方が新たな仕組みを利用できないのではないかという不安が当事者にあるため、この意見に対する回答をより具体的に示すことはできないか。

(事務局)

新たな仕組みについて、関係機関との協議や調整を進めているところであり、現段階では対応方針としてお示ししている内容までということ御理解いただきたい。

(委員)

新たな仕組みが国の減額調整の対象にならないというのは確実か。

(事務局)

国の減額調整の対象にならないような仕組みづくりを進めている。

(委員)

新たな仕組みによる決済が行われても、今までの助成方法は引き続き行われるということではどうか。

(事務局)

今までの助成方法は引き続き行う予定である。決済方法の選択肢が増えると御理解いただきたい。

(委員)

今のやり取りが対応方針として記載されれば県民も安心するのではないかと思う。

(委員)

資料 p. 58 項目 164 及び 165 に関連し、心の発達総合支援センターと小児科医の連携は強化されていると感じるが、市町村や学校、また、幼稚園、保育園、こども園との連携強化も今後、求められていくと考えている。項目 165 について、記載に学校教育は入っているが、幼稚園、保育園、こども園も含めていただきたい。

(事務局)

項目 165 の記載中「地域の医療機関、福祉施設、市町村、学校等との全県的な支援ネットワークの構築を図り」の「等」に幼稚園等も入っているが、重要度が高いということであれば、記載内容の変更について検討する。

(委員)

資料 p. 48 項目 111 に関連し、障害のある方が貸主に入居を断られた例がある。障害者差別解消が進んでいない実情を踏まえ、貸主に対する取り組みを明確に示すべきではないか。

(事務局)

項目 111 の記載変更について検討する。

(委員)

資料 p. 23 に特別支援学校卒業生の進路の状況について記載されているが、盲学校、ろう学校、支援学校等の内訳を記載してほしい。

(事務局)

内訳を細かく示した場合、個人の特定に繋がってしまうことから、内訳を記載できないので御理解いただきたい。

(委員)

承知した。例えば、卒業生の数だけは内訳を記載する案もあると思うので検討いただきたい。

(議長)

その他に意見はあるか。

—特になし—

(議長)

それでは、委員の皆様からいただいた御意見を踏まえ、事務局と議長である私に最終案の修正を一任いただくということで異議あるか。

—異議なし—

(議長)

事務局と議長で修正を行い、最終案とさせていただきます。

その他

(委員)

国の障害者施策の動向を踏まえて、県でも施策の展開を行ってほしい。

(事務局)

国の動向を踏まえ、市町村や関係機関とも連携の上、施策を推進していく。

(事務局)

本日の協議会において、委員の皆様からいただいた御意見を踏まえ、市町村窓口における手話のできる相談員の設置（項目 51）、心の発達総合支援センターと幼稚園等との連携（項目 165）、障害のある方の住宅入居（項目 111）について、今後、事務局で内容を検討し、議長に確認いただいた上で、その結果を委員の皆様にもお示しさせて頂く。

今後については、3月末日までに庁内の合意を得て、新たなプランの内容を公表する。